

琉球大学学術リポジトリ

戦後沖縄国有林の管理経営に関する研究(林学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 篠原, 武夫, Shinohara, Takeo メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/4257

戦後沖縄国有林の管理経営に関する研究

篠原 武夫*

Takeo SHINOHARA : Studies on the administration
and management of the Okinawa National Forest after
the Second World War

I はじめに

沖縄県の土地総面積は22.4万haで、そのうち林野面積は10.6万haである。沖縄営林署が管理する国有林面積は3.3万haあり、県土面積の15%、林野面積の31%を占め、本県経済の発展に大きな関連をもっている。

国有林は、戦後アメリカの占領下におかれ、長期にわたり琉球政府によって管理経営されてきた。そこで本論の目的も主にアメリカ統治下における沖縄国有林の管理経営の状況を明らかにして、戦後沖縄国有林の管理経営の特質が何であるかを明らかにすることにある。叙述の方法としては最初にアメリカの沖縄統治と本土復帰、つぎに国有林管理経営の機構と法制の変遷、国有林経営の実態（軍用地、木材生産、造林事業）、最後に結論、と言った順で述べることにする。

II アメリカの沖縄統治と本土復帰

昭和16年（1941年）12月8日、日本の真珠湾攻撃から始まった太平洋戦争は、昭和20年（1945年）8月15日、ついに日本のポツダム宣言受託による無条件降伏（敗戦）によって終結した。

アメリカの沖縄統治は、終戦直前の3月26日、米軍が沖縄上陸作戦を開始し、慶良間列島に最初の軍政府を設置した時から始まっている。同年4月1日、米軍は沖縄本島に上陸して、5日には米国海軍軍政府を設置した。同じ日に米太平洋艦隊司令官ニミッツ元帥は、米国海軍々政布告第1号「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海住民ニ告グ」を公布し、南西諸島およびその近海の住民に対し、日本政府のすべての行政権を停止して、軍政府を設立することを布告している。さらに同日に同元帥は、米海軍々政布告第7号「財産ノ管理」を公布した。これらのニミッツ布告によって米軍政府の沖縄に対する占領政策が開始されたのである。沖縄戦は昭和20年6月23日に終了し、そして8月15日、沖縄が米国によって支配されることの根拠となったポツダム宣言を日本が受諾し、その時から沖縄を含めたわが国の戦後の歴史が始まったのである。

1946年1月29日、連合軍最高司令部（GHQ）は「北緯30度の南西諸島を、政治上・行政上日本から分離する」との覚書を発表した。米国が、沖縄に対して唯一の施政権者として、法的地位を得たのは、表1に示すごとく1951年（昭和26年）9月8日に調印され、翌年4月28日に発行したサンフランシスコ講和条約第3条を根拠にしている。その第3条はつぎのように記している。

* 琉球大学農学部林学科

表 1. 沖繩戦後史年表(略)

年 月 日	政 治 の 動 き
1945 3.26	米軍沖繩上陸作戦開始, 慶良間列島に最初の軍政府(MG)設置
4. 1	米軍沖繩本島上陸
4. 5	米軍政府読谷村に設置(沖繩本島における初の軍政府設置)。ニミッツ米海軍元帥, 米海軍軍政府布告第7号「財産管理」を公布(初の軍政布告)
6.23	日本軍壊滅し, 沖繩戦終る
8.14	日本ポツダム宣言受諾を決定
8.15	日本無条件降伏(敗戦), 占領軍沖繩諮詢委員会(OAC)を設置(琉球政府の前身)
1946 1.29	連合軍最高司令部(GHQ)覚書を発表し, 北緯30度以南を日本政府の行政から分離すると通告
4.24	米軍沖繩中央政府(COA)を創設
12. 1	沖繩中央政府の名称を沖繩民政府と改称
1950 12.15	米軍, 軍政府を琉球列島米国民政府と改称
1951 4. 1	琉球臨時中央政府設置
4.29	日本復帰促進期成会(沖繩県祖国復帰協議会の母体)結成
9. 8	サンフランシスコ講和条約, 日米安保条約調印
1952 2.29	米軍, 米民政府の布告第13号「琉球政府の設立」・同布令第68号「琉球政府章典」を公布
4. 1	琉球政府発足
1953 12.25	奄美群島返還
1960 4.28	沖繩県祖国復帰協議会結成
1969 11.21	日米共同声明(72年沖繩返還宣言, 核ぬき不明記, 安保堅持)
1971 6.17	沖繩返還協定調印
1972 5.15	米施政権返還, 沖繩の日本復帰実現 琉球政府廃止, 沖繩県庁発足

「日本国は, 北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む), 孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島, 西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行なわれ且つ可決されるまで, 合衆国は領水を含むこれら諸島の領域及び住民に対して, 行政・立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」

この条文によって沖繩はアメリカの施政権下におかれることになった。第3条は, アメリカの統治目的を明確にしていないが, アメリカ政府首脳が「極東に緊張がつづく限り沖繩を保有する」と, くり返し常に言明していることから察すると, 沖繩を極東における戦略上の重要拠点(かなめ石=キー・ストーン)にすることが, 沖繩支配の最大目的であることは歴然としている。その後の1953年(昭和28年)12月25日には, 北緯27度以北の奄美群島は日本に返還され, 旧沖繩県だけが米施政権下に残されるようになった。

27年間にわたる米国軍政時代を統治形態の上からみると, 軍政長官治政(1945年3月26日~50

年11月)、副長官治政(1950年12月~57年6月)、高等弁務官治政(1957年7月~72年5月14日)の3つに区分される。アメリカの本格的沖縄統治は、1957年6月5日にアイゼンハワー大統領から国防長官に示された「琉球列島の管理に関する行政命令」(10713号)という大統領行政命令を基本にして、米民政府の長官たる前記した軍人の高等弁務官が行なった。米民政府の下に、沖縄住民によって構成される琉球政府があり、三権分立の形態がとられていた。しかし、支配者のアメリカは、立法府である立法院の立法を拒否して布令・布告を出したり、琉球政府裁判所の裁判権を米民政府裁判所に移送したり、行政主席に書簡で種々の指示を与えたりした。それゆえ琉球政府の権限は、著しく制限された。つまりアメリカの沖縄統治は、あくまで軍事優先であったのである。

ところで琉球政府が発足したのは、1952年4月1日であった。それまでの米軍政下の沖縄の自治機構は、沖縄諮詢委員会(1945年8月)、沖縄民政府(1946年4月)、群島政府(1950年11月)、臨時中央政府(1951年4月)と、米国の占領政策に伴って移りかわってきている。当時の琉球政府設立の狙いは、住民の自治機構としてよりむしろ、沖縄基地の長期保有を目的とした統治機構としての意味を持つものであった。琉球政府代行機関説がいわれたのもそのためである。しかし琉球政府が、逆に住民にとって自治のよりどころとなったこともまた確かである。先に述べた布令・布告の乱発、書簡を通じての干渉など、ありとあらゆる形をとった米民政府の政治干渉は、そのつど住民に大きな反発を生んだし、またこれが時とともに熾烈な主席公選要求となり、復帰運動の中心課題となっていた。このように琉球政府の20年の歩みは、住民自治への熾烈な要求とともに、自治権拡大闘争の歴史でもあった。1968年にはついに主席公選が実施されている。琉球政府が大統領行政命令に根拠をおくものとはいえ、公選主席の誕生とともにそれは米国の一統治機関から実質的に住民の自治機関へと転化していったことになるのである。

こういった自治権獲得闘争の中で復帰運動も強力におし進められ、1969年11月21日には72年沖縄返還を決めた日米共同声明が発表されたのである。その声明を受けて1971年6月17日には沖縄返還協定が調印され、そしてこの協定は72年5月15日の午前零時を期して発行することになった。これに伴って、戦後27年間にわたって沖縄を統治してきた米国の施政権は停止し、日本国憲法に基づく地方自治体としての「沖縄県」が復活して県民は日本国民としての主権を回復したのである。

しかし、返還後も極東最大である米軍の巨大な基地は協定に守られて定着することになった。復帰によって基地の機能は低下するどころか、むしろ強化・拡充の方向にある。沖縄統治最後の高等弁務官ランパート氏は、離任挨拶の中で、「返還後も沖縄の米軍基地は、いささかも縮小されることなく現状が維持される。」と声明している。

以上でアメリカの統治政策と本土復帰の過程を概略的にみてきたが、アメリカの沖縄長期占領の目的は極東戦略を展開するための軍事基地にあった。こうした軍事優先の統治は後に述べる官有林(元日本国有林、県有林)管理の中にも強く現われ、同林の大部分は米軍演習地となった。復帰後も国・県有林の演習地は日米地位協定に基づいて存続している。

Ⅲ 国有林管理経営の機構と法制の変遷

1. 管理経営機構

米軍政府は1945年4月5日のいわゆるニミッツ布告第7号「財産ノ管理」の公布によって、旧国有林および旧県有林の管理権を掌握することになった。同年8月、琉球政府の前身となった米軍の諮問機関としての沖縄諮詢委員会が発足し、林業行政部内は農務部の管轄となったが、その頃は戦後の混乱期で林野管理機構も確立されておらず、国有林は所在市町村が暫定的に管理した。翌年4月に沖縄民政府が発足し、西表島所在の国有林を除く国有林は農務部の所管となる。そして同年10月12日制定の沖

農第416号「官有林野管理経営暫定方針」により、旧国有林と旧県有林は官有林として管理されることになった。

1948年4月7日には琉球列島米軍政本部指令第19号「琉球財産の管理」が公布され、それによって官有林などの国有財産の管理は「琉球財産管理課」の職掌することに定められた。1950年4月1日、琉球農林省林野庁が設立され、その下に北部、南部、宮古、八重山、西表、大島、徳之島の7営林所が設置されて、戦後はじめて全琉的組織としての林野行政機構が発足し、官有林管理体制が確立した。なお林野庁は民有林の営林監督指導も合わせて行なった。こうした民有林経営指導は琉球政府時代の林野行政においてもそのまま引き継がれている。その後の1951年11月、林野庁の機構改革に伴い同庁は林野局となった。

1952年3月13日には琉球列島米国民政府指令第4号「日本国有森林財産」が公布され、これによって官有林の管理権は琉球財産管理課から臨時中央政府資源局林務課長へ委任されている。1952年4月1日の琉球政府発足後は、その農林局林務課が上述した指令第4号に基づいて、官有林の管理代行をすることになった。要するに官有林の管理経営は、その絶対的管理権を米国民政府財産管理官が有し、琉球政府林務課は管理権の単なる委任を受けて現場の管理経営に従事したにすぎなかった。

奄美群島を除いた沖縄内官有林の実際の管理経営に当たった営林所は、北部営林所と八重山営林所である。1961年(昭和36年)7月13日に立法100号「行政組織法」の一部改正がなされ、「営林所」の名称は、同年7月31日の同法の施行により、営林署に改められた。

両営林署の管理経営する官有林面積は林野庁所管国有林37,371haと県有林1,052haを合わせた38,424haである。林野庁所管国有林のうち12,991haは沖縄経営区(沖縄本島北部)にあり、残る24,381haは西表経営区(八重山群島西表島)にある。沖縄経営区国有林のうち4,496haは、明治42年3月の勅令32号により80年間の無償の借地契約で沖縄県庁へ貸付された借地県有林(=勅令貸付国有林)である。地種区分による西表経営区国有林の利用状況をみると、面積24,727haは前述のものと若干相違するが、その面積のうちの40%(=9,938ha)は十條製紙系八重山開発株式会社の部分林で、残る20%(=4,942ha)が除地である。

ところで昭和47年5月15日の復帰とともに、林野の管理機構も戦前の状態にもどった。すなわち琉球政府時代の官有林の名称も消え、勅令貸付国有林を除く国有林の管理経営は沖縄営林署、民有林の経営指導は沖縄県庁林務課によって行なわれるようになったのである。町村・担当区別国有林面積は表2のごとくである。

2. 管理経営法制

アメリカ統治下における官有林重要関係法令を列記すると、表3の通りである。これらの法令はアメリカの監視の下でアメリカの統治目的を阻害しないことを大前提に成立している。昭和26年(1951年)8月13日には官・民有林業の基本法である「琉球森林法」が米国民政府布令第49号で公布された。この森林法はあくまで臨時的な立法であり、同法の前文でも一日も早く「民主的手続き」による民立法が要請されていた。こうしたことから昭和27年(1952年)4月1日の琉球政府発足に伴い林務課は「民主的手続き」による森林法の改正に着手し、昭和28年(1953年)2月から開会された立法院に立法案を送付した。同法案は6月に立法院で議決され、8月31日立法第46号として「森林法」が公布され、30日を経過した10月1日から施行された。この森林法によって官有林・民有林の基本的な管理経営制度が確立する運びとなった。12章120条からなる同法はその後4回にわたって部分的な改正が行なわれている。

この立法に対する施行規則は制定されていないが、これら諸制度を施行するための諸規則、規定は制定されて、林業行政の円滑な実施がなされたのである。官有林の管理経営のために定められた重要な諸規則、規定は表にかかげてある通りである。

表 2. 町村・担当区別国有林面積

単位：ha

町 村	担 当 区	国 有 林	面 積	関 係 林 小 班
東 村	高 江	平 良	205.99	1～2
		川 田	670.37	3～5, 7いろ内は～に, へ内
		宮 城	997.03	6, 73内, ほへ内, 8, 9い～と, 10い13い～ほ, 14い～ほ, 16い 17,
		高 江	1,967.09	9 ち～ぬ, 103, 11～12, 13 へ ～ち14へ～11, 15, 16 ろ～ハ, 18～21
小 計			3,840.48	
国 頭 村	安 波	安 波	2,553.56	
		安 田	1,723.74	
		小 計	4,277.30	
竹 富 町 (西表島)	上 原	上 原	3,464.16	101～103, 110～112, 204～209
		西 表	6,989.18	104～109, 126～159
	大 原	高 那	2,863.31	113～118, 199～203
		古 見	3,760.24	119～125, 188～198
	祖 納	崎 山	2,613.53	160～169
	大 原	南 風 見	5,036.23	170～187
小 計			24,726.65	
計			32,844.42	

注：熊本営林局・地域施業計画（沖縄事業区）の基礎調査について（昭和49年3月），
22頁より作成。

復帰に伴い国有林へは国有林野法，民有林には森林法と林業基本法が適用される運びとなった。しかし，政府は永年にわたるアメリカ統治下で制定・適用されてきた各種の林野制度を急に廃止して本土法へ移行することは沖縄の林野行政を混乱に落し入れることの配慮から，「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和46年法律第129号）に基づいて林野制度一体化までの経過措置を講ずることになったのである。

この特別措置法に基づいて制定された国有林に関する法律は，「沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」（昭和47年5月2日政令第158号）（第3章林野庁関係・第64条国有林野法関係）および「沖縄の復帰に伴う農林省令の改廃に関する省令」（昭和47年5月13日農林省令第29号）（第30条国有林野法関係），「沖縄の復帰に伴う国有林野の産物売払規定の適用について定める件」（昭和47年5月15日農林省告示第755号），等である。その他にも以上の国有林野関係法との関連で林野庁長官が各営林局長へあてた通達「沖縄県の区域内に所在する国有林野の管理処分取扱について」も存する。

表 3. アメリカ統治下の官有林関係重要法令

発 布 番 号	題 名	公布年月日	備 考
米国海軍軍政府布告第7号 (ニミッツ布告)	財産の管理	1945 4. 1	軍政府時代
	沖縄官有林野経営暫定方針	1946 10. 12	沖縄中央政府時代
琉球列島米国軍政本部指令第19号	琉球財産の管理	1948 4. 7	沖縄民政府時代
軍 指 令 第 14号	日本国有林財産について	1950 11. 1	〃
書 簡	前日本国有林の用材払下に 関する件	1951 1. 16	〃
〃	立木払下法修正に関する件 (「主題前日本国有林の用材 払下に関する件」の修正)	1951 5. 4	琉球臨時中央政府 時代
琉球列島米国民政府布令 第49号	琉球森林法	1951 8. 13	〃
書 簡	前日本国有林管理	1951 11. 15	〃
琉球列島米国民政府指令 第14号	日本国有森林財産	1952 3. 13	〃
立 法 第 46号	森林法	1953 8. 31	琉球政府時代
	改正・立法第 5号	1954	〃
	〃 立法第 18号	1956	〃
	〃 立法第 46号	1958	〃
	〃 立法第 43号	1964	〃
訓 令 第 18号	官有林野産物極印規程	1953 11. 16	〃
規 則 第 132号	官有林管理規則	1953 12. 15	〃
訓 令 第 1号	官有林管理規程	1954 1. 12	〃
規 則 第 70号	官有林野経営規則	1954 10. 19	〃
	改正・規則第 155号	1959 10. 9	〃
琉高弁・経開 09133	官有林立木払下げ方法の修 正について	1960 4. 26	〃
〃 ・法法 120	管理森林地からの収入につ いて	1960 6. 27	〃
高等弁務官指令 第2号	日本国県有森林地の管理に ついて	1962 4. 12	〃
規 則 第 25号	官有林野の産物売払規則	1969 3. 4	〃
農林局訓令 第 8号	官有林野の産物売払要綱	1969 10. 3	〃

IV 国有林経営の実態

1. 軍用地

まず琉球政府時代の官有林軍用地の状況から述べよう。アメリカ統治下の沖縄林野行政の直接的狙いは、統治政策の目的が軍事基地の維持・拡大にあったために、林野を基地として囲い込むことであった。

そのために占領直後から1950年代にかけて、軍権力による官・民有林地の強制収用が各地で起こり、一方住民側からは反基地・土地略奪反対のための闘争が力強く展開されたのである。戦後の沖縄の特殊事情は米軍の広大な軍用地に象徴される。

1969年12月末現在の軍用地の総面積は31,363 haで、そのうち民有地は20,714 ha、官有地10,649 haである。軍用地面積は、沖縄県土地総面積の14%に達していた。軍用地のうち林業と関係の深いものとして、地目が山林・原野および保安林となっているのは、民有林11,417 ha、官有林10,649 ha、両林合わせて22,066 haとなり、それは全林野面積の16%に相当する。借地料が支払われていたのは民有林のみで、官有林に対しては財産管理権が米国政府にある性格上支払われなかった。

官有林内の当初の軍用地(表4)は10,649.25 haあって、沖縄本島北部の国頭村、東村、久志村(昭和45年8月1日名護市と合併)に所在し、北部経営区面積14,043.73 haの実に76%に当る。その内訳を示すと、マリン隊北部演習地が82%を占め、陸軍北部演習地は18%である。陸軍演習地(勅令貸付国有林で林班は48~59である)は1971年6月30日に琉球政府へ開放された。

表 4. 官有林内軍用地面積内訳

所在村別	単位：ha				
	マリン隊北部演習地	陸軍北部演習地	計	林	班
国頭村	4,861.91	1,952.51	6,814.42(64)	22~47, 63, 74, 75	マリン隊 陸軍
東村	3,634.49	-	3,634.49(34)	48~59 3~21	マリン隊
久志村	200.34	-	200.34(2)	80~82	マリン隊
計	8,696.74(82)	1,952.51	10,649.25(100)		

注：北部営林署・業務概要(1967. 12. 1), 10頁より作成。()内は割合(%)。

マリン隊北部演習地のうち事時特別演習地域として1962年9月13日付書簡により造林・伐採が禁止された面積は2,973.78 ha(安波, 高江, 宮城官有林10~12, 18~29林班)であるが、さらに1966年1月10日付書簡により、従来の演習地域内ではあるが特別地域の一部の652.47 ha(10~12, 19林班)とその接続地295.16 ha(6~9, 13, 15林班)を含む計947.63 haは実弾射撃場の設定を受けて立木伐採禁止地域となった。

軍用地内での営林事業は、指令第2号(1962年4月12日)に基づく承認事項となっていたのである。そこでこの指令と前述した各種書簡等によって官有林軍用地内での森林施業は、立入禁止等種々の制約を受けたため林地の高度利用化は著しく阻害されていた。

それでは復帰後の沖縄北部国有林における米軍用地の利用状況を説明する。先に述べたように復帰後沖縄営林署が直接管理する本島北部国有林は8,118 haあり、県林務課が管理経営する勅令貸付国有林は4,496 haであった。北部国有林に占める米軍演習地の割合を表5で見ると、それは7,912 ha(3~46林班全域)あり、その北部国有林に占める割合は、97%となって同林の大部分を占めている。また勅令貸付国有林の47林班と63林班、面積にすると351 haも米軍演習地となっている。

復帰後の米軍の演習地使用は日米地位協定(第2条4b)によって認められており、使用の実施は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」(昭和27年4月28日法律第110号。改正昭和28年8月20日法律第243号。同35年6月23日同第102号)に基づいてなされている。

米軍の国有林演習地の使用手続を説明すると、沖縄営林署は1年更新の「使用承認証」を防衛庁那覇防衛施設局に出し、同施設局は地位協定にそって演習地を米軍へ使用させるという形を取っている。だが、勅令貸付国有林内の演習地については、県の基本方針が「反基地」をスローガンにかかげているた

表 5. 国有林野貸付状況総括表

単位: ha

区分	公用		公益事業用		農用地		植樹用地		宅地		その他		計								
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積									
沖縄	演習地	(7)(11.65)(9)(13.45)	(48)(43.61)(1)2.24	(14)(0.36)	(5)(0.67)(84)(71.98)	1	7,911.79	1	7,911.79	52											
	勅令貸付地	(5)(1.47)(4)(79.74)	(165)(679.55)	1	4,496.39	(13)(418.80)(2)(0.20)	(6)(28.29)	195	(1,226.05)	30											
本島	その他	1	0.14	2	1.01	2	2.98	4	111.74	1	0.03	1	9.53	11	125.43	1					
	小計	(12)(13.12)(13)(93.19)	(213)(741.16)(14)(421.04)	(16)(0.56)	(11)(28.96)	(279)(1,298.03)	(1)	0.14	2	1.01	2	2.98	5	4,608.13	1	0.03	2	7,921.32	13	12,533.61	
西	表	19	945.44	10	8.89	13	3.33	459	1,460.91	11	16.43	132	8.45	34	223.59	678	2,667.04	17			
	面積	(12)(13.12)(13)(93.19)	(213)(74.16)(14)(421.04)	(16)(0.56)	(11)(28.96)	(278)(1,298.03)	20	945.58	10	8.89	15	4.34	461	1,463.89	16	4,624.56	133	8.48	36	8,144.91	691
計	割合	6				10			30				54		100						

注: 沖縄営林署の提供資料より作成。()内は重複貸付地で内数である。

なお、勅令貸付国有林内の貸付事務は沖縄県において実施している。

昭和49年度。

め、県は那覇防衛施設局との間に「使用承認証」のようなものは交さず、年度末に補償金の形で使用料を取っている。

2. 木材生産

琉球政府成立後の1960年4月までの官有林の立木処分は、琉球政府成立前に制定された「指令第4号・日本国有森林財産」（1952. 3. 13）を基本としてなされていた。1960年4月26日にはこの指令を受けて「琉高弁一経開09133・官有林立木払下げ方法の修正について」が公布され、さらに1962年4月12日には「指令第2号。日本国国有森林地の管理について」が公布されている。その後の1969年3月4日には森林法（立法第46号）第86条の規定に基づき、「官有林野の産物売払規則」（規則第25号）が定められた。しかし、同規則は高等弁務官の承認を受けていなかったため、ほとんど適用されなかった。結局、指令第2号が林産物処分の基本法として復帰直前まで用いられたのである。琉球政府時代の立木処分は、米民政府の事前承認制の形をとり、琉球政府が勝手に立木処分はできなかった。

前述の法律に基づく官有林の立木処分実績は表6の通りである。この官有林材は復興用材として積極的に利用され、県民生活の安定に大きく寄与したのである。官有林における立木処分を国有林・県営林（県有林・勅令貸付国有林）別に1961～71年の合計を例にして述べると、用材・薪材を合わせた処分量約45万 m^3 のうち国有林材の占める割合が86%、県営林材は5%となっている。

つぎに官有林収入の取り扱いについて説明しよう。官有林からの収入は、1960年6月27日に琉球列島米国民政府AP 0331琉高弁一法法120「管理森林地からの収入について」が制定されるまでは、琉球財産管理課へ収納されていたが、その法律公布後は琉球政府の収入として取り扱われるようになった。

それでは復帰後の国有林立木の処分状況はどうかというと、本島北部の国有林はそのほとんどが軍用地であるため木材生産はなく、木材生産がみられるのは西表国有林の部分林契約地においてである。表8で示してあるごとく、八重山開発KKの西表部分林契約地からのパルプ用材の伐出高は1972年（昭和47年）に1,265 m^3 あり、73年は958 m^3 となっている。しかし1974年以降から今日まで伐出事業は伐出労働の不足等もあって行なわれていない。

3. 造林事業

官有林の造林は1951年（昭和26年）度から開始され、1964年度からは日政援助資金の適用もあって、事業量は飛躍的に増大した。造林樹種および造林方法はリュウキュウマツの人工下種を主体とし、ほかにエゴノキ、ハンノキ、スギなどの植栽造林もわずかながら行なわれた。このような造林樹種および造林方法は復帰後の今日も変わっていない。復帰前、すなわち1951～71年までの官有林造林実績を示すと表7の通りである。造林実績計は2,142 haで、そのうち人工下種が75%、天然更新14%、新植13%となっている。造林面積のほとんどはリュウキュウマツの造林地であり、とくに人工下種造林地はすべてリュウキュウマツの造林である。リュウキュウマツの造林成績は官有林・民有林とも一般に悪い。このようなことから造林技術の開発が痛感される。

つぎに官有林の造林実績を国有林・県営林別に1961～71年計の造林実績を例にして説明すると、この期間の造林実績は1,487 haあり、そのうち国有林が57%を占め、県営林は43%である。なお沖縄県林務課提出の沖縄県林業構造問題検討会資料（昭和49年11月26日）によると国有林における造林面積は2,337 haとなっている。

復帰後の国有林の造林進捗状況をみると、本島北部国有林はそのほとんどが米軍演習地であるため造林事業はなく、その事業が行なわれているのは西表島国有林の八重山開発KK部分林設定区においてである。表8でも明らかにしてある通り会社の昭和47年の造林実績は114 haであり、48年は17.3 ha

表 6. 官有林の立木処分実績

単位：m³

年 度	用 材	薪 材	計
1953	1,949	6,051	8,000 (6,873)
54	2,220	10,433	12,653 (7,621)
55	2,924	14,916	17,840 (14,512)
56	3,476	13,582	17,058 (15,035)
57	3,194	12,652	15,846 (11,411)
58	2,403	8,510	10,913 (14,951)
59 } 60 }	不 明	不 明	- (18,585) - (22,252)
61	24,973	19,145	44,118 (22,262)
62	20,650	8,083	28,733 (7,951)
63	46,583	7,835	54,418 (6,717)
64	34,187	8,587	42,774 (8,665)
65	20,353	10,112	30,465 (11,316)
66	17,067	9,357	26,424 (10,604)
67	52,684	13,341	66,025 (15,440)
68	36,945	4,508	41,453
69	49,315	4,208	53,523
70	34,978	3,373	38,351
71	23,500	2,999	26,499
1961 ~	国有 344,102	国有 47,310	国有 391,412 (86)
	361,235	91,548	452,783
71年計	県営 17,133	県営 44,238	県営 61,371 (24)

注：1953～58年の数値はスタンフォード研究所，西表島の資源及び経済の潜在力に関する調査報告書（1960.12），218頁，1961～71年は沖縄営林署・国県別種別林産物処分調査資料，等より作成。（）内数値は北部官有林の立木処分実績で，それは北部営林署・業務概要（1967.12.1），14頁より作成。（）内を差し引いたものは西表官有林の処分高である。

表 7. 官 有 林 造 林 実 績

単位：ha

年 度	新 植	人 工 下 種	天 然 更 新	計
1951	11.38	9.00	190.26	210.64
52	36.09	178.73	25.10	239.92
53	10.99	16.73	16.49	44.21
54	11.55	1.00	16.00	28.55
55	13.60	8.00	12.00	33.60
56	12.84	20.84	—	33.68
57	5.89	5.00	—	10.89
58	10.88	9.75	—	20.63
59	8.32	6.50	—	14.82
60	17.10	0.80	—	17.90
61	14	51	—	65
62	16	63	—	79
63	8	119	—	127
64	10	176	—	186
65	21	175	—	196
66	25	157	—	182
67	17	147	—	164
68	15	120	39	174
69	8	99	7	114
70	5	75	—	80
71	—	120.39	—	120.39
計	277.64 (13)	1,588.74 (73)	305.85 (14)	2,142.23 (100%)
1961～	国有 79 139	国有 731.39 1,302.39	国有 36 46	国有 846.39 (57%) 1,487.39
71年計	県営 60	県営 571	県営 10	県営 641 (43%)

注：1951～70年の数値は沖縄営林署提供の「官有林野造林実績調」資料，71年は八重山開発KKの「西表島部分林伐出・造林の推移」資料，等より作成。

となっている。会社の昭和49年以降今日までの造林事業は一時中止されている。

それでは以下において八重山開発KKの部分林契約に基づく造林事業と部分林経営問題について具体的に明らかにしよう。

八重山開発KKは1953年(昭和28年)10月に琉球政府と西表国有林のうち18,000町(17,851.24ha)に対し、50年契約、すなわち1953年10月から2003年9月までの間の部分林契約を結び、分収率は政府1(復帰後は林野庁)に対し造林者9の割合である。八重山開発KKの森林開発は1961年2月から始まり、立木払下げによる伐採が行なわれ、伐採木の大部分はパルプ原木として本土へ送られている。伐採跡地には、部分林契約によってリュウキュウマツを主体とする造林が毎年行なわれた。

部分林契約の当初の面積は、復帰前から復帰後にかけて農用林の設定や国立公園の指定等もあって、今日では大分縮小している。復帰前における1971年8月までの部分林の解除経過について述べるのとつぎの通りである。まず1964年6月16日付指令第274号で禁猟区設置のため400haが解除され、さらに翌年4月2日付琉経林第104号で「自然保護林の設置」のため、197.84haが解除通知を受け、正式解除は4月30日となっている。また1960年6月7日付達農第99号でも「農用林設定のため」として部分林面積3,484.52haが解除されている。結局、1964~66年にかけては4,082.36haが解除され、残る部分林面積は13,768.88haとなった。ところが1971年9月から復帰後にかけては、すでに触れたごとく部分林契約面積は9,847haとなった。

ところで当初の部分林契約書は1953年10月5日に琉球政府行政主席比嘉秀平と八重山開発KK発起人代表岩崎与八郎、国場幸太郎との間に締結された。部分林契約書に基づく造林状況は表8の通りである。

ここで林業経営および自然保護上大きな論議を呼んでいる会社の部分林経営問題について述べておこう。復帰に伴う台湾労働者の引き揚げや海洋博などの大型公共事業による労働力の沖縄本島集中などによって、昭和49年以降の伐出・造林事業はともに一時中止の状態である。昭和48年までの木材(パルプ材)生産および造林事業は、中西部地区(祖納・白浜一帯)で行なわれていた。昭和35年から48年までに生産された材は約12万 m^3 で、伐採跡地への造林実績は約1,503haとなっている。造林樹種は主としてリュウキュウマツ、その造林法は人工下種である。

実はこれまで、会社の森林開発で自然保護上大きな問題となってきたのは、原生林伐出後の造林成績が一般に非常に悪いということであった。また、リュウキュウマツ一辺倒の造林は、①保水力に欠ける、②土壌をせき悪化せしめる、③マツクイ虫の多量発生をもたらす、④森林火災上から危険、⑤下刈に多くの労力を要する、などといった問題をもっているため、今後は国土保全や自然環境の保全上からも好ましい有用広葉樹の造林を積極的に進めて行く必要がある。そのことと同時に考えなければならないことは、島の気象条件や地形・土壌条件にマッチした造林技術についての調査・研究を十分行なう必要がある。そしてそのことと関連して奄美群島民有林におけるリュウキュウマツの造林方法は本県のような人工下種ではなく、植栽造林であり、その成績も良い。また社団法人南方造林協会(Japan Overseas Afforesting Association)がマレーシアのジョホール州およびセラゴール州で行なっているカリビアマツおよびメルクシマツの試験植栽造林も好成績であり、苗の養成方法は苗畑でポット苗を養成するという方法である。このような造林方法を西表島でも検討する必要がある。

V 結 論

アメリカの沖縄統治の最大の狙いは軍事基地の維持・拡大にあった。そのことは国有林の中にも貫徹され、本島北部国有林の97%がいまだに米軍演習地となっている。米軍演習地の存在はアジア地域における日米資本の安全と利潤確保につながっている。

表 8. 西表島部分林の伐出・造林推移

年 度	立木払下げ面積 ha	伐 採 面 積 ha	伐 出 材 積 m ³	造林実行面積 ha
昭和 35	150.22	3.57	1,900	-
36	180.35	93.96	10,922	3.57
37	402.83	180.20	11,400	41.71
38	195.66	278.49	13,450	98.16
39	464.54	94.90	12,906	152.09
40	-	218.03	9,860	175.16
41	189.10	80.79	12,231	180.88
42	225.51	76.94	17,030	185.15
43	196.45	148.41	9,545	136.62
44	238.55	103.90	7,163	160.75
45	224.91	92.31	5,165	117.02
46	-	114.00	4,829	120.39
47	25.30	17.30	1,265	114.00
48	-	-	958	17.30
49	-	-	-	-
計	2,493.42	1,502.80	118,624	1,502.80

注：八重山開発KK提供資料より作成。

アメリカは沖縄の官有林を安上がりに管理経営するため、琉球政府を媒介とした管理体制、すなわち間接支配体制を整備・確立した。そして官有林管理経営のための法制もアメリカの監視の下で主に琉球政府によって立法化された。軍事優先のアメリカ統治下での伐採・造林事業、なかでも後者はきわめて遅れていた。

復帰前もそして復帰後の今日も本島北部国有林の大部分は米軍演習地であるため、健全な森林経営ができないのが実情である。このようなことから県民の期待にそう国有林経営が行なわれるためには、米軍演習地の一日も早い開放が望まれるのである。

一方、西表国有林では十條製紙系八重山開発KKが同林の40%を部分林契約地として利用している。今後とも、とくに造林技術問題が解決されずに資本の論理で森林開発がおし進められた場合、そのうちに1万ha近い同契約地は荒廃化する危険さえ十分予想されるのである。

このように戦後の沖縄国有林の管理経営体制は日米資本の安全と利潤追求を大前提にしたものとして理解されよう。

参 考 文 献

1. 北部営林署 1967 業務概要
2. 南方造林協会 1974 南方造林
3. 沖縄県農林水産部 1972 沖縄の林業史, 沖縄県
4. 沖縄県農林水産部林務課 1973 沖縄の林業, 沖縄県
5. 沖縄営林署 1975 管内概要
6. 沖縄開発庁編 1972 沖縄関係法規集覧, 東京, 第一法規出版株式会社
7. 琉球政府経済局林務課編 1957 琉球林業の概要, 琉球政府
8. 琉球政府 1969・3・4 公報(第18号)
9. 琉球政府 1972 沖縄の林業(蔡温叢書第12号)
10. 琉球政府文教局 琉球史料(第8集・1945~55年), 琉球政府
11. 琉球農林省林野局 1952 林野局概要
12. 琉球政府経済局林務課編 林業関係法規集
13. 林野庁監修 1974 国有林野関係通達集(管理編), 東京, 林野弘済会
14. 八重山営林署 1970 業務概要
15. 渡辺昭夫 1970 戦後日本の政治と外交, 東京, 福村出版株式会社
16. 「社説・今夜, 消える米施政権」・「米軍政統治に幕」 沖縄タイムス(1972・5・14)の記事
17. 「沖縄戦後史年表」・「復帰元年, 不安の幕あけ」 沖縄タイムス(1972・5・15)の記事

Conclusion

The main aim of the Okinawa occupation by the United States was to maintain and enlarge the military base. This has been realized in the National Forest, and the ninety seven percents of the National Forest in the northern district of the Main Island have been the maneuver land of the United States' Military yet. The things that the maneuver land of the United States' Military exist are related to the security and the profit maintenance of Japanese capital and the United

States' Capital in Asia area.

The United States have provided and established the administration system, namely, the system of indirect occupation through the Ryukyu-Government, in order to administrate and manage the National Forest with cheapness. Then, the laws for administrating and managing the National Forest were mainly established by the Ryukyu-Government under the inspection of the United States. The cutting and afforestation were behind under the United States' occupation of military priority, and the latter especially so between two.

It is true that its sound management is impossible, since the greater part of National Forest in the northern district of the Main Island is the maneuver land before the return of the Okinawa to Japan and today after this. So, we do hope that the maneuver land is dissolved as soon as possible, so that the management of National Forest which people in the Okinawa Prefecture expect is done.

In the meantime, the Yaeyama Exploitation Company under the Jujo Paper Making Company has utilized forty percents of it as the contract forest land for profit sharing forest in the Iriomoto National Forest. If the problem of afforestation with much money is not solved after this and the Forest exploitation is strongly done by the theory of capital, the contract forest land of about ten thousand as profit sharing forest will be in a state of denudation in the near future.

In this way, we can understand that the system of the administration and management of the Okinawa National Forest after the Second World War is the thing which takes preference of the security and the profit pursuance of Japanese capital and the United States' Capital.